



建設 建設課からのお知らせ

問 建設課 管理係
☎476-1111(243)

◆道路に張り出した樹木等の伐採・剪定にご協力を

町道に隣接する住宅の敷地などから、道路上に樹木が張り出していることがあります。生垣や庭木などの緑は、私たちの生活に潤いと癒しを与えてくれるものですが、公の場所である道路まで伸びてしまった枝などは、通行の妨げになるだけでなく、道路標識・カーブミラー等を見づらくし、歩行者や車両を巻き込む事故につながる恐れがあります。道路への樹木の張り出しなどで事故が発生したときは、その樹木の所有者の方が賠償責任に問われることがあります。事故を未然に防ぎ、安全にかつ、安心して道路を利用できるよう、いま一度、ご自宅の周りなどを確認して、ご近所同士でお声掛けをお願いいたします。

私有地から道路に張り出している樹木などは、土地所有者の方にその所有権があり、町が勝手に伐採することはできません。所有者の方の責任で処理してください。ただし、台風や大雨で倒木等が通行の妨げになっているなどの緊急の場合は、所有者への事前連絡を行わずに町が伐採することがあります。

◆樹木の伐採・剪定作業時の注意事項

電線や電話線がある場所の作業は、感電の危険を伴う場合がありますので、事前に九州電力やNTTへ連絡してください。実際に作業を行う場合は、通行車両や歩行者の安全を十分確認し、樹木からの転落に注意してください。

◆所有者の方が賠償責任を問われる法的根拠

民法第717条（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）

土地の工作物の設置又は保存に瑕疵（かし）があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。
2 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。

道路法第43条（道路に関する禁止行為）

- 1 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- 2 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞（おそれ）のある行為をすること。

◆準用河川の指定の変更に関する公示について

河川法施行令第55条第3項の規定に基づき、次の河川の始点を変更しました。
天神川（変更年月日 平成25年6月21日）

| | 延長 | 始点 | | 終点 | |
|-----|--------|----|----------|----|----------|
| 変更前 | 1,548m | 右岸 | 横瀬1176-1 | 右岸 | 横瀬1652-2 |
| | | 左岸 | 横瀬827-1 | | |
| 変更後 | 874m | 右岸 | 横瀬890 | 左岸 | 横瀬777-3 |
| | | 左岸 | 横瀬883-14 | | |